

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により本市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成 28 年 3 月 29 日

新潟市長 篠田 昭

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 コモタウン新津

所在地 新潟市秋葉区新津 5163-3 外

設置者 株式会社ウオロク、青山商事株式会社、JA 三井リース建物株式会社

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

（変更前）

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称	法人にあつてはその代表者の役職・氏名	住 所
株式会社ウオロク	代表取締役 葛見 久則	新潟市中央区鏡 二丁目 14 番 13 号
青山商事株式会社	代表取締役 青山 理	広島県福山市王子町 一丁目 3 番 5 号
JA 三井リース建物 株式会社	代表取締役 保崎 隆行	東京都品川区東五反田 二丁目 10 番 2 号

（変更後）

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称	法人にあつてはその代表者の役職・氏名	住 所
株式会社ウオロク	代表取締役 葛見 久則	新潟市中央区鏡 二丁目 14 番 13 号
青山商事株式会社	代表取締役 青山 理	広島県福山市王子町 一丁目 3 番 5 号
JA 三井リース建物 株式会社	代表取締役 保崎 隆行	東京都中央区銀座 八丁目 13 番 1 号

3 変更年月日

平成 28 年 1 月 4 日

4 変更の理由

設置者の住所変更のため

5 届出年月日

平成 28 年 3 月 22 日

6 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市秋葉区産業振興課

7 縦覧期間

平成 28 年 3 月 29 日から平成 28 年 7 月 29 日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項，意見書の提出方法その他の問い合わせ先
商業振興課商業振興係

電 話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp